

●香川県告示第90号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月24日から同年3月10日まで庵治漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名  
高松市庵治町5824番地7 岡鼻 新一  
高松市庵治町5920番地 山本 富士夫  
高松市庵治町911番地4 佐藤 健
- 2 加入区の名称  
庵治加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
庵治漁業協同組合